

夜間の納付窓口・納税相談のご案内

下記の日程で夜間の納付窓口及び納税相談窓口を開設いたします。

仕事などで日中に税金の納付や相談が困難な方は、どうぞご利用ください。

◆納付・相談窓口 東通村役場 税務住民課 ※正面玄関からお入りください。

◆日 時 ・ 1月28日(火)～29日(水) 17:00～20:00
・ 2月26日(水)～27日(木) 17:00～20:00
・ 3月17日(火)～18日(水) 17:00～20:00

◆問合せ先 東通村税務住民課 税政グループ ☎27-2111 (代表)

※納税相談や、連絡・納付のない滞納者については、差押え・公売等の滞納整理により税金の徴収を専門に行う「青森県市町村税滞納整理機構」への移管もありえますので適正な納税をお願いいたします。

新たな食品表示への移行期限が迫っています！

～ 村内開催の食品表示勉強会にご参加のうえ、ご確認ください ～

生鮮食品や加工食品を販売する際に義務付けられている食品表示（包装への直接印刷やシール貼付など）が、令和2年3月31日をもって新たな表示方法へ完全移行します。移行後の令和2年4月1日からは、**新たな食品表示に対応していない農水産物や加工品は販売ができなくなります。**

食品表示の変更には、栄養成分の分析や算出、記載内容の確認、包装デザインやシールの変更など、場合によっては**多くの時間や新たな経費が必要になる可能性があります。**

個人・法人を問わず、生産・加工・販売に関わる皆さんは**取扱商品や販売所に適正な食品表示が行われているか、早めのご確認をお願いします。**

お問合せは下記の各相談窓口のほか、1月24日（金）に役場で開催する勉強会もご活用ください。

【食品表示についての相談窓口】

- ①品質事項（原材料や原産地表示など）の確認
（窓口）下北地域県民局 農業普及振興室
（電話）22-2685
- ②衛生事項（アレルギー表示など）、保健事項（栄養成分表示など）の確認
（窓口）むつ保健所
（電話）31-1388

食品表示勉強会のご案内

日時：令和2年1月24日 14時～15時
場所：東通村役場 庁舎4階大会議室
対象：農水産物の生産・加工・販売に関わる個人・法人
講師：農業普及振興室
※ 勉強会終了後には個別相談も可能ですので、商品持参のうえご参加ください。

【新たな食品表示への主な変更点（共通事項）】

- ①原材料と添加物の明確な区分
- ②栄養成分表示の義務化
- ③アレルギーの表示方法の変更
- ④原材料名の表示方法の変更 など

【表示の変更例 ※青森県ホームページより引用】

【旧制度の表示例】

名称	分離液状ドレッシング
原材料名	しょうゆ、ぶどう糖果糖液糖、醸造酢、食用植物油、香辛料、たん白加水分解物、調味料（アミノ酸等）、レモン果汁、増粘剤（ペクチン）、青じそ、香料、（原材料の一部に大豆、小麦、りんごを含む）
内容量	200ml
賞味期限	27. 2. 1
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
販売者	青森県庁株式会社 AB 青森県青森市長島1-1-1

変更

【新制度の表示例】

名称	分離液状ドレッシング
原材料名	しょうゆ（小麦・大豆を含む）、ぶどう糖果糖液糖、醸造酢、食用植物油（大豆を含む）、香辛料、たん白加水分解物、レモン果汁、青じそ
添加物	調味料（アミノ酸等）、増粘剤（ペクチン：りんご由来）、香料
内容量	200ml
賞味期限	27. 2. 1
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
販売者	青森県庁株式会社 青森県青森市長島1-1-1
製造所	弘前合庁株式会社 青森県弘前市蔵主町4

栄養成分表示 1食（15g）当たり

熱量	41 kcal
たんぱく質	0 g
脂質	3 g
炭水化物	2 g
食塩相当量	0.2 g